

長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、その援護措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、被爆者とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。)第1条に規定する者をいう。

(介護手当付加金)

第3条 被爆者援護法第31条に規定する介護手当の支給を受ける者のうち当該介護手当の支給額を超える介護に要する費用を支出しているものに対し介護手当付加金を支給するものとし、その額は、1月につき5,000円以内とする。ただし、介護に要する費用として現に支出された費用の額を超えることができない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるものを除くほか、支給の申請及び方法について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和42年10月1日から実施する。

(香焼町編入に伴う経過措置及び特例)

2 平成17年1月4日(以下「編入日」という。)の前日において旧香焼町の区域内に住所を有していた者で、引き続き本市に住所を有するものについては、旧香焼町の区域内に住所を有した日から本市に住所を有していたものとみなす。

3 旧香焼町の区域内に住所を有する認定被爆者については、編入日から平成20年3月31日までの間、第3条の規定は、適用しない。

4 旧香焼町の区域内に住所を有する被爆者(以下「旧香焼町の被爆者」という。)が死亡した場合の弔慰金の支給については、編入日から平成20年3月31日までの間、第4条中「認定被爆者」とあるのは「旧香焼町の区域内に住所を有する被爆者」と、「5,000円」とあるのは「20,000円」と読み替えて適用する。

5 旧香焼町の被爆者については、編入日から平成20年3月31日までの間、第5条及び第6条の規定は、適用しない。

6 この要綱の規定にかかわらず、旧香焼町の被爆者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条第1項第6号の規定による移送費の支給を受ける者を除く。)であって、医療機関に入院し、又は通院する場合に鉄道、船舶、バス又は航空機(以下「公共交通機関」という。)を利用したものに対し、編入日から平成20年3月31日までの間、居住地から当該医療機関までの間の往復運賃の実費に相当する額を支給する。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第28号)第15条に規定する者について

は、当該額の2分の1に相当する額を支給する。

- 7 この要綱の規定にかかわらず、旧香焼町の被爆者であって、医療機関に入院し、又は通院する場合に公共の交通機関以外の交通機関又は交通用具を利用した者に対し、編入日から平成20年3月31日までの間、通常の経路及び方法による公共の交通機関を利用した場合の運賃に換算した額を支給する。
- 8 この要綱の規定にかかわらず、旧香焼町の被爆者又はその子で、公共職業安定所等を通じ、常用労働者として就職するものに対して、編入日から平成20年3月31日までの間、就職支度金として、旧香焼町の被爆者にあつては55,000円、その子にあつては30,000円を支給する。ただし、既にこの就職支度金又は香焼町原子爆弾被爆者等援護措置要綱（平成3年香焼町要綱第3号）を受領したことがある者に対しては、支給しない。
- 9 前項の就職支度金を支給する場合において、他の法律等によって同様の給付金が支給される場合であつて、その支給額がこの就職支度金の金額以上の場合は、支給しないものとし、下回る場合は、その差額を支給する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年7月4日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱第2条第4号、第8条の規定は、昭和47年4月1日から適用する。
- 3 改正前の長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱の規定に基づいて、昭和47年4月1日からこの要綱の施行の前日までの間に支払われた第8条の規定による温泉保養所利用補助金は、改正後の長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱の規定による温泉保養所利用補助金の内払いとみなす。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和49年10月1日から実施する。ただし、第10条第1号の改正規定は、昭和49年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（平成3年5月22日第162号告示）

この要綱は、告示の日から施行し、平成3年4月以降に係る分から適用する。

附 則（平成7年長崎市告示第104号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第4条を削る改正規定、第10条及び第11条の改正規定は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年長崎市告示第217号）

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。ただし、第2条第4号、第3条、第7条及び第8条を削る改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年長崎市告示第91号）

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成16年長崎市告示第538号）

この要綱は、平成17年1月4日から実施する。

附 則（平成18年長崎市告示第199号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後の支給に係る介護手当付加金について適用する。

附 則（平成19年長崎市告示第214号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、利用開始日が同日以後の温泉保養所利用補助金について適用する。

附 則（平成20年長崎市告示第257号）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成21年長崎市告示第174号）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。